



福祉サービスの  
手続きが分からない…

必要な福祉  
サービス利用の  
手続きをお手伝い  
します



計画的にお金を  
使いたいけれども、  
うまくいかない…

金銭管理の  
お手伝いを  
します



通帳などを  
しまった場所を  
忘れてしまう…

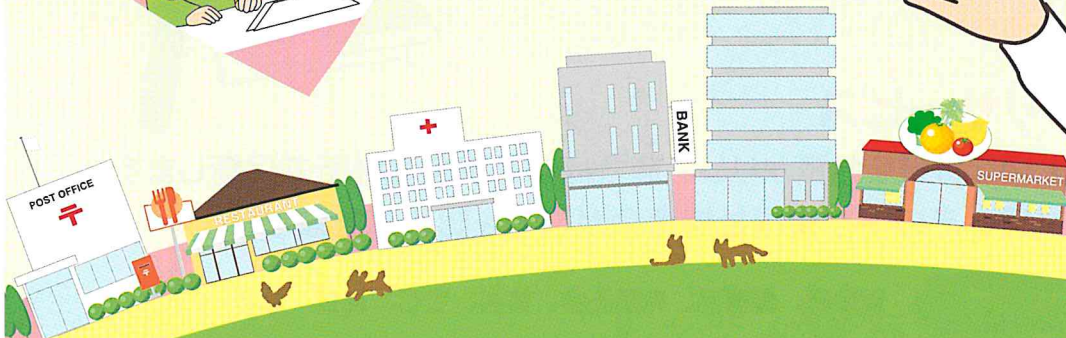
安全な場所で  
お預かりします

くらしのあんしんをおてつだい

愛称

# あんしん サポート

日常生活自立支援事業





# 1

## 利用対象者



認知症・知的障がい・  
精神障がいなどにより、  
日常生活上の判断に  
不安のある方

※認知症の診断の有無、障がい者手帳の有無は問いません。  
※施設や病院に入所、入院している方でも利用できます。

この事業はご本人と契約を結んで利用していただく制度です。そのため、契約内容が理解できないほど判断能力が低下されている場合は、この事業を利用することが難しくなります。

その場合、「成年後見制度」の利用など、ご本人にふさわしい援助につなぐ支援をします。

※判断能力については、社会福祉協議会の職員が「契約締結ガイドライン」（利用希望者の基本情報や見当識等を確認するためのインタビュー調査）に基づき、ご本人に質問をして判断します。

# 2

## 主なサービスの内容



次の①を基本に、ご希望やご本人の状況などに応じて、  
②③のサービスを合わせて利用することができます。

### ①福祉サービスの利用援助

- 福祉サービスに関する情報提供をします。
- 福祉サービスを利用または利用をやめるために必要な手続きをします。
- 福祉サービスの利用料を支払う手続きをします。
- 福祉サービスの苦情解決制度を利用する手続きを援助します。

#### できないこと

施設等の入所契約、治療・入院に関する契約、介護、看護、  
買い物、掃除 など

### ②日常的金銭管理サービス

- 銀行などに行って、日常生活に必要なお金の出し入れを支援します。
- 医療費や公共料金、家賃などの支払い、口座引き落としの手続きをします。
- 日用品の代金を支払う手続きをします。

#### できないこと

不動産や預貯金の資産運用 など



### ③書類等の預かりサービス

預金通帳や印鑑など大切な書類をお預かりし、貸金庫など安全な場所で保管します。  
例) 年金証書、保険証書、その他社会福祉協議会が適当を認めた書類など

#### お預かりできない物

貴金属、骨董品、有価証券、書画、宝石、現金 など



### 3 サービスの流れ



#### 相談の受付

社会福祉協議会へご相談ください

#### 訪問 関係者との調整

社会福祉協議会の職員が訪問し、お困りごとなど伺います。また、ご家族、その他福祉サービス事業所、金融機関、関係者との調整をします

#### 支援計画の作成

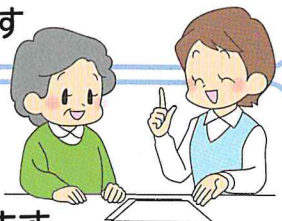
ご本人と社会福祉協議会と一緒に考えて、具体的なサービスの計画を作ります

#### 契約

支援計画の内容にもとづき、ご本人と社会福祉協議会との間で利用契約を結びます

#### サービス開始

生活支援員（社会福祉協議会の非常勤職員）が支援計画に沿ってご本人を訪問し、サービスを行います



#### 定期的な 支援計画の見直し

定期的に支援計画の内容を見直し、変更が必要な場合はご本人と相談して支援計画を変更します

#### 終了

- ご本人から申し出があったとき
- ご本人が亡くなったとき
- 判断能力の低下や生活状況の変化により、契約の継続が困難になったとき

### 4 利用料

※平成28年4月からの利用料です。

- 相談から契約までは無料です。
- 契約後、サービスが開始してからは1回1時間あたり1,200円の利用料がかかります。（1時間を越えると30分ごとに400円が加算されます）  
※この他、生活支援員の交通費がかかります。

- 貸金庫を利用する場合、実費をいただきます。
- 生活保護を受けている方は無料です。
- 月1～2回のご利用が多いので、1ヶ月あたり1,200～2,400円程度の負担が平均的な月額利用料となっています。





## 5

## 安心してご利用いただくための機関

## 契約締結審査会

申込をされた方、ご利用中の方の判断能力や支援内容について、疑義が生じた場合、医師・弁護士・司法書士・社会福祉士・精神保健福祉士等の専門家から構成されている契約締結審査会が審査します。

## 運営適正化委員会

安心してご利用いただけるよう、当事者団体や家族の会の方々、福祉医療の学識経験者等から構成される第3者機関である「運営適正化委員会・運営監視部会」が事業全体の運営を監視します。また、利用者からの苦情の受け付けもしています。

**福島県運営適正化委員会**

電話・FAX 025-523-2943

**ご相談・お問合せはお近くの社会福祉協議会へ**



●ご相談・お問合せ時間

**月曜日～金曜日**  
(祝日・年末年始を除く)

午前9時～午後5時まで

●ご相談・お問合せ先

社会福祉法人  
**福島県社会福祉協議会**

〒960-8141

福島県福島市渡利字七社宮111番地  
福島県総合社会福祉センター 2階

**☎024-523-2442**

FAX 024-523-4477

E-mail shien@fukushimakenshakyō.or.jp